平成２２年（フ）第１３５号
新潟市江南区横越川根町２丁目12番５号
債務者　柴澤　理恵
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１３１号
大阪市住之江区北島１丁目９番８―208号、前住所大阪市住之江区住之江２丁目10番３号
債務者　浅野　　武
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１３２号
大阪市住之江区北島１丁目９番８―208号、前住所大阪市住之江区住之江２丁目10番３号
債務者　浅野　佳子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５７１号
大阪府守口市藤田町３丁目13番２―202号
債務者　古川みゆき
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６２４号
大阪市住之江区西住之江２丁目16番28号
債務者　横内　秀晃
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７６８号
大阪市西区九条２丁目１番10―707号
債務者　西谷　光秋
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７８８号
大阪府寝屋川市高柳５丁目34番７号
債務者　前田まゆみ
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８１２号
大阪府豊中市刀根山６丁目５番76―306号
債務者　藤井　玲子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８８３号
大阪府枚方市養父西町７番16号
債務者　今西　喜行
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９７９号
大阪市旭区高殿２丁目８番38―906号
債務者　森本　　守
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２００３号
大阪市平野区瓜破西２丁目７番49―303号
債務者　山村　由美
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０９７号
大阪府池田市天神２丁目３番29号
債務者　中島　浩一
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１１０号
大阪市平野区長吉出戸２丁目８番14―404号
債務者　粕野真由美
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７５号
宮崎市月見ケ丘２丁目33番５号　ファインビュー春日205号
債務者　河野　順子
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７０４号
宮崎市阿波岐原町猿野3216番地
債務者　黒木セイ子
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７０７号
宮崎市佐土原町上田島1929番地３
債務者　濵砂　政利
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７２６号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江7676番地17　吉尾政英方
債務者　吉尾　房子（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１号
宮崎市大字赤江409番地　市営住宅162棟17号
債務者　佐藤　　隆
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
宮崎地方裁判所破産係